

事務連絡
令和5年5月2日

各 都道府県 認可外保育施設主管部（局）御中
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

保育行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日以降は5類感染症とすることとされ、同日をもって、政府の基本的対処方針が廃止されることにより、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」について修正がなされました。（別添参照）

認可外保育施設についても、同Q&Aを参考にしつつ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただく必要があることから、内容について御了知の上、管下の認可外保育施設に対して、同Q&Aの周知をお願いいたします。

（添付資料）

別添 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて
（第二十一報）（令和5年5月8日現在）（令和5年5月2日付こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）